別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	令和４年度加東市労働報酬等審議会
開催日時	令和５年３月２０日(月曜日)　午後２時から午後３時１０分まで
開催場所	加東市役所　３階　３０１会議室

議長の氏名　(　委員長　梅野　巨利　)

【出席委員】

梅野　巨利委員長　　三村　敏副委員長　　山本　孝史委員

土肥　富幸委員　　伊村　晶子委員

説明のため出席した者の職氏名

なし

出席した事務局職員の氏名及びその職名

・総務財政部長　肥田　繁樹　　・総務財政部管財課副課長　尾﨑　佳美

・総務財政部管財課主査　久後　翔平　　・総務財政部管財課主事　新谷　慶太

議題、会議結果、会議の経過及び資料名

１議題等

(1)協議事項等

① 令和５年度労働報酬下限額について

② 答申（案）について

③ その他

２資料

令和４年度　加東市労働報酬等審議会資料

■令和５年度労働報酬下限額について（事務局案）　資料１

ほか労働報酬下限額に関する資料　資料１-(２)～(５)

・令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価について　《参考１》

・兵庫県公共工事設計労務単価の推移　《参考２》

・兵庫県の最低賃金　《参考３》

・令和５年度建築保全業務労務単価について　《参考４》

・加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（一部抜粋）　《参考５》

■その他

・令和４年度の条例に関する取組み内容について　資料２

３会議の日程

１　開　会

２　市長あいさつ

３　委員・事務局紹介

４　委員長あいさつ

５　議　事

６　閉　会

（市　長）
～あいさつ～

（事務局）
～委員・事務局紹介～

（委員長）
～あいさつ～

（委員長）
それでは、議事に移ります。
議事の内容について、事務局から説明をお願いします。

≪事務局から説明≫　※概要については、以下のとおり
令和５年度労働報酬下限額の事務局案について説明

◇工事又は製造の請負契約
令和５年２月１４日に公表された『令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価』の兵庫県の単価を８で除して得た額に１００分の９０を乗じて得た額とする。
石工、潜水連絡員、建具工、建築ブロック工の４職種については、公表時において設計労務単価が設定されていないため、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ることとする。

◇工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定
国の地域別最低賃金額改定の目安や、兵庫県最低賃金の上昇率を勘案することとし、令和４年１０月１日から適用している加東市労働報酬下限額に、令和３年度から令和４年度にかけての兵庫県最低賃金の上昇率約１０３．４５％をかけ、９９３円とする。
また、工事又は製造の請負契約に従事する労働者のうち、見習い、軽作業等を行う者についても同額の９９３円とする。
ただし、使用者が当該労働者等との合意を得た場合に限ることとする。

（委員長）
事務局からの説明につきまして、ご質問・ご意見ございましたらどうぞ。

（委　員）
近年、年度の途中で兵庫県最低賃金が市の下限額を上回るという状況を変えていかないといけないと思っている。今年は春闘をはじめ、賃上げの必要性が言われている中、特に中小企業はこれからだが、そういう意味合いで言うと、この労働報酬下限額の考え方というのもそれに合わせていくということを前提に考えていただけるとありがたいと思う。
これからおそらく最低賃金の方も上昇幅が大きくなるかなという感じで、そういう中でスタンス的に事業者サイドの意向が大事とは思うが、そこで流されずに労働者側の思いというのも、もちろん考えていかなくてはならないが、単純に上昇幅が２０円、３０円、３０何円ということで考えていくということだけではなく、今回兵庫県最低賃金の上昇率１０３．４５％を採用されたということは非常に良いなと、労働者サイドに立てば思う。
そこで他市との状況を比較するのがいいのかどうかわからないが、上昇率を採用する

だけでも何の上昇率を採用するかで違いが出てくる。あくまでも加東市の中では１，０００円を超えたくないという一つの基準があるのかも知れないが、１，０００円を超える、超えないというひとつのこだわりを持って、兵庫県最低賃金の１０３．４５％を採用されるのかどうか、根拠的なものをある程度はっきりさせていく方が良いと思う。

ただ、一つのベースとなる計算式が無いという部分もあるので、そこは事務局の中でも苦労するところかと思う。ベースを決めてしまうとそれに則らなければいけないということになってしまうのも難しい部分ではあるが。

ある程度何かしら複数の案やパターンを持っておく中で決めていくのがいいのか、その時々の状況を見て決めるのがいいのか。その辺り、今後兵庫県最低賃金の上昇幅がしばらくは大きいと思うため、今年はそういうスタートの年と思っている。

この１年だけが単発的に全国で大きい賃上げの数字が出てくる年ということでなく、単年では終わらないだろうと思っている。

（事務局）

確かに加東市の下限額も１，０００円というのがもう見えてくる、かなり近づいているところで今回提案をさせていただいている。

当然全国の最低賃金の目安も１，０００円を超えるところを目標にしながら国の方でも検討され、各地方の最低賃金審議会の方でも検討されていることと思う。

もちろん加東市も、下限額１，０００円をゴールにするのではなく、情勢に合わせながらではあるが、１，０００円を超えることも今後、もちろん検討するべきと考えている。

ただ、資料１に記載の通り、事務局としては労働者側の意見と使用者側の意見、それぞれを踏まえる中で、業務委託契約等においては、近年上昇幅が大きく、３０円の上昇でも負担になってきているという声がこちらに届くようになってきている。

しかし、情勢としてはこういう金額の上昇幅、今回は１０３．４５％に近い金額の上昇幅で提案させていただいている。このぐらいの改定はこちらも必要というように判断しているところ。よって、１，０００円がゴールというわけではもちろんない。

今回は労働者、使用者それぞれの意見というところで、この９９３円という兵庫県最低賃金の上昇率を根拠とした設定の方法で提案をした次第である。

（委　員）

条例が制定された当初、平成２７年度の時の決められ方というのがちょっと理解不足で、どのようにしてこの数字が出されたのかというところだが、平成２７年度が兵庫県最低賃金７９４円に対して、市の下限額が８４０円という大体５０円幅からスタートしている。

ただ、今見ると令和４年度の兵庫県最低賃金が９６０円、これは前年度から３２円プラスしているが、加東市も９６０円、これは１０月から３０円のアップで、それまでは２０円のアップ。はっきり言ってどんどん兵庫県最低賃金に近づいてきているということになる。しかし、平成２８年度の本審議会の会議録を見ると、その中に書かれているのは、指定管理者の経営が人件費によって圧迫されることになる。これらのことから、労働報酬下限額の決定は、公務員給与などの後追いとなることを理解いただきたいということで、この段階で指定管理者が苦しいということがわかっている。

よって、指定管理者の側にこういった問題が出ていないのかということも併せて調査してもらいたい。

というのも、人件費上昇の見込みが甘かったのではないかというように思う。これを見ると、経営者等の立場になると労働者を軽く見てしまうということにもなりかねない。

最低賃金の上昇は重要な問題だが、やはり政府の後押しというのがある。同時にこの１年とんでもない物価上昇をしている。物価上昇率からしても少し低いのではないかというのが私の意見。

そういったことも考えて今回提案してもらった９９３円だが、なぜ１円単位だったのかということも踏まえて、昨年までは１０円単位だったのが、今回から１円単位、この

幅も併せて考えてもらえればと思うし、おそらくこのままいくと、この７月の中央最低賃金審議会で昨年並みか昨年並み以上の金額が出されるような気がする。

そうなってきたら、９６０円からまた３２円ほど上がると１０円以下の端数があり、その場合は１０円単位で切り上げると１，０００円になってしまう。

それも含めて皆さんで話す必要があり、行政機関や事業者も大変。それはわかっている。だから市長にお願いしたい。加東市が住みやすい街にぜひこれからも持っていっていただきたい。

そして私は加東市に若い人が定着し、働く場所があり、また労働者がいる。そしてお互いがウィンウィンの関係であればなというように思う。そういう考えでぜひ市の運営をしていただければというように思う。

最後に１点。４ページの下に、見習い、軽作業等を行う者は９９３円。昨年まで私も見逃していたが、上の表のNo３に軽作業員の金額が示されている。これはどちらを採用するのか、伺いたいと思う。

（事務局）

順番に説明させていただくと、まず、指定管理者の方が大丈夫なのかということについて、こちらも指定管理者の方に直接聞く機会、また管理を担当している担当職員にも聞く機会があり、その方々の話になることを承知いただきたい。

指定管理者に関しては、自分のところで多く収入を得られるというような施設と、そうでない施設とがあり、それによって余力の有り無しというのが変わってくるという意見があった。

また、アルバイトの労働者をたくさん抱えているような指定管理者でも、アルバイト労働者を含めて労働報酬下限額、今回であれば９９３円以上を支払ってもらうという形になる。

当然アルバイトの労働者をたくさん抱えていれば、その分前回下限額との差額３３円が人数分というような形になる。

そういったところを考えると、一度に上がる幅が大きいと苦しいという話があると聞いた。指定管理者によっても雇用状況が様々であるので、一概にというわけではないかと思うが、こういった意見があった。

ただ１，０００円というところの負担感についての確認はしていないが、今後条例の対象になり続ける以上は、兵庫県最低賃金を超えた下限額の設定ということが一つの目的になってくるところがあると思うため、理解をしていただけるよう話をしたり、担当職員にも条例の周知というところで取り組んでいる。

また、今回下限額の上昇幅を１０円単位から１円単位にした理由は、兵庫県最低賃金の伸び率と、資料１-（４）、こちらに記載の通り１．０３４４８を１．０３４５とさせていただき、９６０円にかけることとした。１円未満の端数は切っているが、計算結果として９９３円ということになり、これを１０円単位にするとしたときに１，０００円とするのか、９９０円とするのかというところで検討した。上がり幅が一度に大きいと苦しいという意見を聞いた上で、一度に４０円の上昇ということになると下限額を守ってもらわないといけないというところからも、一度に多く上げるのではなく、根拠として兵庫県の上がり幅をそのまま採用させてもらったという形で９９３円、１円は切り捨てずにそのまま採用させてもらうということで提案をさせてもらった。

最後に資料１-（３）で、No３の軽作業員と、注意書きに書いてある軽作業等を行う者との差については、資料の２０ページをご覧いただきたい。ここには設計労務単価の職種の定義や作業内容等についての資料を載せている。２０ページの一番下の３番の軽作業員、これが資料１-（３）のNo３の軽作業員の定義および作業内容になっている。

よって、この定義された作業内容に該当する方については、基本的に労働者と使用者との間でNo３の軽作業員の時間単価、今回で言えば１，５８０円を適用していただくような形で話をしてもらうことになる。

それ以外の職種という形で、見習いであったり、軽作業等を行うという方がいれば、内

容について使用者と労働者の中で話をしていただき、合意を得た場合に限り９９３円を適用することができるという表記をしている。
　注意書きの軽作業等は、資料２０ページにある軽作業員の定義に外れてくる作業かと思うので、同じものではないという回答になる。

（委　員）
　軽作業員として働いても、No３の軽作業員ではなく９９３円の方の軽作業等を行う者という見方をされてしまうのかというような疑問があった。
　そのあたりに少し注意してもらえればと思う。

（委員長）
　他にございますか。事務局案でよろしいか？
　急に上げるのは難しいと思うところだが、指定管理者の負担の考え方も労働者側の要求も考えるというところで、兵庫県最低賃金の上げ幅を参考にするというところが無難な線かとも思う。
　原案通りでよろしいか。

「異議なし」　の声あり

（委員長）
　ありがとうございます。
　次に資料１-（３）のなお書き、もし下限額が兵庫県最低賃金を下回った場合は、なお書きのとおり同額とする若しくは１０円単位に端数を切り上げとするか、あるいはまた改めて審議をするか。これについてはどうか。このなお書き通りの取り扱いでよろしいか。

（委　員）
　過去の審議会でお願いした取り扱いだったかと思う。おそらく７月に中央最低賃金審議会の目安が出て、８月ぐらいに兵庫県最低賃金が出て、この審議会を開くとなって９月ということで、急な日程調整などが大変であると思う。また、委員長も遠いところから来られていると思うので、過去の審議会の話のようにこのなお書き通りに、今まで事務局でしてもらっている通りに。ただ、委員長や副委員長に対して、電話等でも構わないと思うが、確認をとってもらえればと思う。
　あえて審議会を開くというのではなくて、委員長、副委員長には事前に通知してもらい、そこで確認した上でこの通りに扱うということでお願いしたい。

（委員長）
　では、委員のおっしゃった意見に沿ってお願いする。
　なお書きに関しては現行通り。ただその前に委員長、副委員長に対しての事前通知をいただくということで進めてもらえればと思う。
　他に何かございますか。

「異議なし」の声あり

（委員長）
　では、いただいた意見を元に答申案を作成します。
　作成の間少し休憩時間をとります。

≪休憩≫

（委員長）
では議事を再開します。
答申案が配布されたので内容を確認してください。ご意見がなければこれで答申させていただきたいと思うがよろしいか。

「異議なし」の声あり

（委員長）
ではこれでお願いします。続いて議事の３番目のその他について、事務局から説明をお願いします。

≪事務局から説明≫　※概要については以下のとおり

令和４年度の条例に関する取組み内容について

１　公契約条例に係る令和４年度の状況

令和５年３月１日時点の公契約条例適用件数

工　　事　　５件
業務委託　　８件
指定管理協定　１１件

２　令和４年度の取組み内容

①条例の周知・・・市と契約する工事請負事業者に対して周知用リーフレットを配布し、市の取組みについて説明。
条例対象案件の契約時に、条例内容の説明と労働台帳の提出等について承知した旨の署名を求めた。

②労働台帳作成事務の負担軽減・・・労働台帳記載方法に関する詳細な記入例を作成し、必要に応じて台帳作成担当者に直接記入方法を説明した。
台帳提出の案内について、担当課職員からも行うことにより、問い合わせ窓口を増やした。

③立入調査等・・・対象となった事業者に対して立入調査を実施した。
労働台帳上不備が見受けられる対象事業者に対して、電話やメールにより個別確認を実施した。

３　取組み内容に関する成果

①条例の周知について
・条例の認知度が低い事業者にも周知することができた。
・工事を受注した４６者に対してリーフレットを配布できた。
・署名をもらうようにしたことで、社内での引継ぎなどに意識的に取組んでもらえた。

②労働台帳作成事務の負担軽減について
・詳細な記入例も用いて説明することで、不備が減少した。
・問い合わせ窓口を増やすことで事業者の負担が軽減され、台帳作成が容易になった。

③立入調査等について

・下限額以上の支払いの確認や、記載誤り等の有無を確認できた。

・個別確認を行った事業者については、適切な台帳の作成と条例の理解を深められた。

4　今後の改善点について

Ⅰ.記載誤りに対する対応について

・労働台帳の記載誤りが多いため、詳細な記入例を添付するなど excel の台帳上で記載誤り防止対策を検討する。

Ⅱ.わかりやすいホームページのレイアウトについて

・ホームページ上の様式や手引きに関する情報量が多いため、レイアウトや過去の様式等、掲載するデータについて検討する。

Ⅲ.調査実施の方向性の検討について

・立入調査は、引き続き必要と認められる場合に実施するが、特に低入札価格調査制度による契約案件について注意を要する案件として取り扱う。

（委員長）

ただ今の報告内容についてご質問等はありますか。

無いようなのでこれで審議会を終了して答申をいたします。

本日の議事は以上で終了です。

≪令和５年度労働報酬下限額について答申≫

委員長　⇒　市長

令和 5 年 5 月 15 日

議　長（委員長）　梅野巨利